

## 銀行資本集積と支店制度：19世紀後半におけるドイツの場合

中村，雄次郎

<https://doi.org/10.15017/2920484>

---

出版情報：経済論究. 2, pp.27-50, 1957-09. 九州大学大学院経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# The Concentration of banking Capital and "Filial-System" in Germany.

## 銀行資本集積と支店制度

19世紀後半におけるドイツの場合

中 村 雄 次 郎

は し が き

ドイツ諸銀行に関する数多くの研究は、支店制度の拡大をもって銀行集積とみなす。だが、更にたちいたって、その説くところをみるに多くは支店網の拡大による銀行集積を、銀行資本の集積とはみなさず銀行支配の集積と理解する。なぜなら支店の設立それ自体、銀行資本の集積ではなく分散を表わしているからである。私はまず本論においてドイツにおける支店の設立は銀行資本集積の一形態であることを立証したい。そのために集中、集積の概念を再検討しなければならなかった。ただそれらの「研究」にみられるように集合、分散という概念で把えることなく、社会的総資本と個別資本の関係において理解しなければならない。だがそのみでは、なにものをも説明しない抽象的概念である。具体的理解のためには、個別資本の対象がなんであるかを明確に現定しなければならない。対象は研究のテーマから必然的に銀行資本であった。このように、対象が明らかにされて初めて集中・集積にみちびく競争の性格も個別銀行資本間の競争として新たな観点のもとに理解される。だが、集積、集中の対象を銀行資本と規定するだけでは、まだ多くの問題を解決することは出来ない。なぜなら銀行資本には他の企業と同様に、しかしそれと全く異った状態で自己資本と他人資本が存在するからである。自己資本の一部は設備資本に、他の部分は他人資本と同様に営業資本に分割された。結論のみを言うなれば、銀行資本集中・集積の形態は設備資本の集中・集積であり、その集中・集積の直接的対象は、銀行営業資本でなければならなかった。本店銀行の諸支店にたいする支配集中の物質的基礎はここに求められねばならない。



ドイツにおける支店制度の理解のためには、これらのことが前提として、一応確認されておらねばならなかった。「本来の意味における支店」すなわち **Filiale** (預金取扱所・手形取扱所も広義の支店であるから) は、かかる意味において、銀行資本の集積であるという結論に達した。

ドイツ諸銀行の支店網拡大の歴史を顧るとき、大体において2つの形態と2つの方向をとって発展してきているようである。すなわち2つの形態というのは「**Kommandite**」と「**Filiale**」であり、2つの方向というのは第1に「地方からベルリンへ」支店が拡大してゆく過程と、第2に「ベルリンから地方へ」と逆に支店が拡大してゆく過程である。〔1〕「地方からベルリンへ。」支店設立運動の起源は、1850年代におけるドイツ信用銀行の設立期にさかのぼらなければならない。そしてそれは、地方を支配しようとしていたベルリン諸銀行によってではなく、ベルリンを支配しようとしていた地方の諸銀行によって開始された。例えば50年代において、商工業銀行 (*die Bank für Handel und Industrie*) 中部ドイツ信用銀行 (*die Mitteldeutsche Kreditbank*) ・コブルゲーゴータ信用会社 (*Coburg Gothaische Kreditgesellschaft*) はベルリンに「**Kommandite**」を設立<sup>①</sup>した。地方からベルリンへの此の運動の理由は簡単で、当時世界市場へとますます上向線をたどっていたベルリンが多くの銀行利得を約束したからにすぎない。なぜ支店の設立が、「**Filiale**」ではなく「**Kommandite**」であったかの理由は、ベルリン外部にある、銀行の「**Filiale**」の設立をプロシヤ立法が禁止したからであった。合資会社形態における支店の設立に動機をあたえたものは、デイスント・ゲゼルシャフト (*Disconto Gesellschaft*) やハンデルス・ゲゼコルシャフト (*Handelsgesellschaft*) の合資会社形態であって、とくにデイスコント・ゲゼルシャフトの設立に関する創設者ハンゼマンの努力とその経過は、ウェルター・デーブリッツの著書に詳しい。<sup>④</sup>「**Kommandite**」は、プロシヤ立法にたいする一種の逃道であった。<sup>⑤</sup>多くの銀行にとって「**Filiale**」の設立の方がのぞましいものであるにもかかわらず、<sup>⑥</sup>プロシヤ政府の反対にあって失敗したのである。1870年、株式会社の自由設立が認められたのちにおいて、株式銀行の私的銀行業への持分参与 (**Kommand**



⑦ **itbeteiligung**) が存在する場合でもそれは「**Filiale**」への転形の前段階に  
 を構成する過ぎない。事実、商工業銀行は1870年に、中部ドイツ信用銀行は18  
 73年に「**Kommandite**」を「**Filiale**」に変更した。コブルグ-ゴータ信用会  
 社の「**Kommandite**」は1876年に解体した。ドレスデン銀行は1881年に、  
 ⑧ ダルムシュタット銀行は1871年に、ベルリンに「**Filiale**」を設立した。  
 その他、間接的方法においては、同年ブレスラウ・デイスCONT・バン  
 クはベルリンとの関係を結ぶためナチオナルバンク・ヒュール・ドイツラ  
 ⑨ ンド(**Nationalbank fuer Deutschland**)の設立に参加しようとした。また  
 同様な理由からハンブルグ商業及び割引銀行(**Hamburger Kommerz-und  
 Disconto Bank**)もその設立に参加した。古いライプツヒの証券銀行  
 である一般ドイツ信用組合(**die Allgemeine Deutsche Kreditanstalt**)  
 はベルリンのアンハルト・ワグナー商会(**Anhalt & Wagner Nachf**)を  
 合資会社としてベルリンに設立した。その外ブレスラウのシレジア連合銀行  
 (**die Schlesische Bankverein in Breslau**)やルードヴィヒハーヘンのフ  
 アルツ銀行(**die Pfaelzische Bank in Ludwighafen**)は「**Kommandit  
 e**」の設立によってベルリンに進出した。ケルンのA・シャウフハウゼン  
 連合銀行も1891年ベルリンに「**Filiale**」を設立した。1896年にはブレス  
 ラウのデイスCONTバンクが、1897年にはハンブルグ商業・割引銀行がベ  
 ⑩ ルリンに「**Filiale**」をもった。

このような「地方からベルリンへ」の進出は一体なにを意味するものであ  
 ったか。ベルリンに「**Filiale**」を設立した5つの銀行のうち2つの銀行(中  
 部ドイツ信用銀行、ハンブルグ商業・割引銀行)の「**Filiale**」は支店の性格  
 を保持するにすぎなかったのであるが、それにたいしてダルムシュタット銀  
 行、ドレスデン銀行、シャウフハウゼン連合銀行のベルリン支店は、その性  
 格を本店に転化したのである。⑪ 従来本店は支店の地位に下落する。これら  
 の銀行はベルリン支店を本店に転化することによってベルリン大銀行の輝け  
 る地位にその名を刻したのであった。かくのごとくして、本店、支店の  
 「単一銀行体系」⑫ の一方が形成されるのである。〔2〕「ベルリンから地方  
 へ。」地方の大銀行がベルリンに進出する運動が1850年代から起ったの



にたいし、逆にベルリン大銀行の地方への進出は1870年以後、とくにドイツ銀行が1871年ドイツ外国貿易の保護のためブレーメン及びハンブルグに「Filiale」を設立した時期をもってはじまる。だがこの動きは1886年まで、重大な意義をもちえなかった。その活発な運動の展開は、90年代の初期ドイツ銀行がミュヘンに、ドレスデン銀行が、ハンブルグとブレーメンに新しく「Filiale」を設立することによって開始された。<sup>註</sup>

註ドレスデン銀行はすでにこの時はベルリン大銀行に数えられていたのであるがこれがハンブルグ及びブレーメンの両支店を設立する経過は次の様である。すなわち、ハンブルグ支店はドレスデン銀行とハンブルグのアングロ・ドイツ銀行との結合によって1892年に設立され、さらにブレーメン支店は1895年ブレーメン銀行と結合することによって成立した。<sup>13</sup>かくてドレスデン銀行に属したアングロ・ドイツ銀行はブレーメン銀行と密接な関係を結ぶようになった。

80年代の後期から90年代の初期にかけてドイツ銀行及びドレスデン銀行の支店の設立と共に、これ迄地方諸銀行のもとにあった支店網の拡大による集積運動の主導権はベルリン諸銀行に移った。この2銀行の支店の設立によってその端緒があたえられたのである。90年代において、ほとんどあらゆるベルリンの大銀行がこれに加わった。<sup>14</sup>

支店網の完成は、先ず「地方からベルリンへ」の運動としてはじまり、次いで「ベルリンから地方へ」の発展としてなされた。かかる2つの方向の総合としてベルリンを中心として全国に散布された支店は、更に、その従属機関として預金取扱所、手形取扱所を設立し、あいまって支店体系を完成するのである。

ここで、注意されねばならぬことは、全集積運動のなかにおける支店設立の占める地位であるが、ドイツ大銀行の他の諸々の企業支配体制は、多面かつ複雑であって、ただ支店の形成につきるものではない。それに関しては、後に銀行資本集積形態を概観することによってあたえられるところであるし、詳しくは、個々にわたって分析することによりあたえられるのであるから支店設立の全銀行集積における地位は、その時までまたねばならない。



- ① Paul Wallich, Die Konzentration in Deutschen Bankwesen, Ein Beitr a zur Geschichte der gegenwaeltigen Wirtschaftsorganisation, 1905, S. 52.
- ② リーセルはアドルフウェーバーと共に此の「地方よりベルリンへ」の運動を場所的集積 (oertliche Konzentration, lokale Konzentration) と呼んでいる。リーセルは次のように言う。「帝国の首都が、直接、銀行または銀行資本に対して特別な引力を及ぼしたのは、……銀行にとって生産的、又は消費的人口の非常に強力な増大をともなった都市ベルリンが、 たんに大量需要・大量消費・資本金・納税力の中心点及び一連の工業的・商業的企業を中心点とみなされるのみでなく、自由になる資本の強力な集積所として一連の重要な支払い取引及び、信用取引の中心点とみなされるからである。」と。(Riesser, Die Deutschen Grossbanken und ihre Konzentration in Zusammenhang mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland, Vierte Auflage. S. 531.)
- ③ Paul wallich, A. a. O. S. 52.
- ④ Walther Daebritz, Gruendung und Anfaenge der Disconto Gesellschaft Berlin, S. 6~16
- ⑤ Paul Model, Die grossen Berliner Effektenbanken, S. 3.  
 モデルは言う「だがプロイセン自身にも銀行が形成された。特に株式合資会社の形態で設立された。それは国民経済的に言って、あらゆる法的な相異にもかかわらず本質的には株式会社とは異っていないのに、この不思議な立法は政府の認可と結びついていなかった。」と。
- ⑥ Math, Goebfels, Der Filialbetrieb der deutschen Kreditbanken, S. 1.  
 Riesser, Die Deutschen Grossbanken, S. 555.
- ⑦ 「Kommanditbeteiligung」を富岡久次郎氏は「出資による利益共同連合」とされる。その内実を示せば「銀行が私人銀行の出資者となり之れによりて直接其の勢力を拡張するにあるをもって株式獲得の場合と何等差異なく、唯株式銀行に投資すると私人銀行に投資するとの本然における差異あるに留るなり」(富岡久次郎著「独乙の大銀行及び金融」229頁)とある。
- ⑧ Goebfels, A. a. O. S. 1.
- ⑨ Paul Wallich, A. a. O. S. 53.
- ⑩ Paul Wallich, A. a. O. S. 54.



- ⑪ Paul Wallich, A. a. O. S. 55.  
 Riesser, Die Deutschen Grossbanken, S. 532.
- ⑫ G. V. Schulze - Gaevernitz, Die deutsche Kreditbank, 1922,  
 Tübingen, 1922. S. 135.
- ⑬ Paul Wallich, A. a. O. S. 58.
- ⑭ Paul Wallich, A. a. O. S. 58~59.

## 緒 論

(1) マルクスは、資本論第1巻第23章において資本集積の2大槓杆として競争と信用をあげ、つぎのようにのべる。

「資本主義的生産と共に信用制度という1つの全く新しい力が形成され、それはその初期にはひそかに蓄積の控えめな助手として忍びこみ、大小種々の大ききで社会の表面に散在する貨幣手段をみえざる糸によって個々の資本家または結合した資本家の手に引入れるのであるが、やがて競争戦における1つの新たな恐るべき武器となり、そして遂には諸資本の集中のための巨大な社会的機構に転化されるのである。資本主義的な生産と蓄積とが、発展するに従って、それと同じ程度に競争と信用とが、2つの最も強力な集中の槓杆が<sup>①</sup>発展する」「蓄積の控えめな助手」としての信用制度が諸資本集中を促進するための社会的機構に転化する過程がのべられるが、この転化の過程はまた同時に少数の銀行への銀行業務の集積の過程でもある。「銀行業務の発展と少数の銀行への銀行業務の集積とに依じて、銀行は仲介者というひかえめの役割から生成転化して、資本家と小経営者との総体の貨幣資本のほとんどすべてと、またその国やいくたの国々の生産手段および原資源の大部分とを自由にする、全能の独占者となる。」<sup>②</sup>この少数銀行への銀行業務の集積、大銀行企業への小銀行企業への「併合」またかかる銀行企業の合併による銀行資本の集積こそ帝國主義段階における資本主義的集積のもっとも重要な特質の1つに関係することがらなのである。「大企業とくに銀行は、ただ直接に小企業を併呑するだけでなく、さらにまた、小企業の資本への『参



与』により株式の買占め、あるいは交換により債務関係の体系その他等々によって、小企業を自己に『併合し』それを従属させ、それを『自己』の集団のうちに、すなわち術語でいえば、自己の『コンツェルン』のうちに包含する<sup>⑧</sup>」かくして銀行業の発展における最後のことばは、またまた独占であり、極度に集中された銀行の体系である。我々は、まず銀行資本集中・集積の形態及び体系の構造的分析に向わねばならない。

(2) 銀行は前にものべたように「蓄積のひかえめな助手」あるいは「仲介者というひかえめな役割」から貨幣資本の総体と生産資本の大部分とを自由にする独占者となるのであるが前にも触れたようにドイツの諸々の大銀行は1850年以來、地理的にベルリンにますます集中したのであって、この過程を考える時、これらの大銀行と地方に存在する工業との結びつきは、どのような様式を通して行われるのであるか。かかる大工業と大銀行、あるいは、その他全土にわたる諸企業をして大銀行に従属せしめる道を開くものこそ外ならぬ、支店であると思うのである。

「銀行は若干の資本家のために当座勘定をひらいて、まるで純粋に技術的でもっぱら補助的な業務をおこなう。だがこの業務が巨大な広がりまで増大すると、ひとにぎりの独占者たちが全資本主義社会の商工業の機能を自己に従属させるようになる。彼らは一銀行取引関係、当座勘定、その他の金融業務の営業状態を正確に知る可能性さえ、つぎには、信用を拡張するか縮小するか、またはそれを容易にするか困難にするかによって彼等を統制し、彼等に影響をあたえる可能性さえ、そして最後に彼等の運命を完全に決定し、彼等の収益性を決定し、彼らから資本をひきあげたり、また彼等の資本を急速かつ大規模に増大させたりする可能性をうるのである。」<sup>④</sup>銀行が工業との結びつきの端緒をまず「純粋に技術的な」当座勘定を開き、その業務の拡大とともに「資本家の営業状態を知るに到り」遂には「彼等の運命を完全に決定するに到る」ようになるのであるが、我々が、より具体的な考察をこころみる際に、まもなく気づくところはこれらの銀行諸業務や産業支配の諸政策が、たんに直接的に、それら産業と大銀行の間に結び結ばれるばかりでなく、1つの媒介機関を通して行われているということである。しかも



その媒介機関は、手形取扱所や預金取扱所のように純粹に本店銀行の出先機関であるものもあるが、他方「Filiale」のように、一定の限界はあるが一応独立の形態をとっているものも存在する。その際、当然これら支店間のあるいは本店と支店間の従属関係が問題となるのであるが、地方の諸産業は、これら従属機関たる支店とまず、取引を開き、その援助のもとに本店銀行は、様々な政策や業務を拡大することが出来るのである。換言すれば、銀行と産業との結びつきは、銀行の様々な業務をもって直接になされるばかりでなく支店という媒介機関を通して結合するのである。そしてかかる媒介機関の拡大こそ「地方分散化」として特徴づけられる銀行集積の一形態の発展をも示すものである。支店制度が二重の視点から考察されねばならない。1つは支店網の拡大が銀行集積の一形態として把握されねばならぬということ。第2に、支店はどのようにして銀行の産業支配の媒介機関として機能するかということである。第1と第2は、それ自身同時的過程であるが、この過程が叙述の都合上区別されて論ぜられるのは、やむをえまい。

(3) 銀行の支店網の拡大をもって銀行集積の一形態と考える者にとっては、その分析に移る前に、さしあたり銀行資本の集中・集積・更に一般的に言って、資本の集中・集積なるものを一体どのように考えているかということを一応なりとも説明する義務がある。実証的研究の前に理論が確認されていないなければならない。理論は、常に形式的、抽象的なものであってはならない筈であってそれは現実の中に脈動している具体的なものでなくてはならない。しかし具体的理論は一挙に把握されるものではなく思惟の抽象化の結果えた最も単純な概念から、様々な現実的条件を考えて一步一步具体化されねばならない。

#### (A) 銀行資本の集中と集積

マルクスは社会的総資本と個別資本に関連して「集積」を次のように述べる。

「社会的資本の増大は、多数の個別資本の増大において行われる。他のすべての事情が変らないものと前提すれば、個別資本は、……それらが社会的総資本の可除部分<sup>⑤</sup>をなすのに比例して増大する。」



さしあたり個別資本は、社会的総資本の可除部分として存在し、その総計が社会的総資本を形成しているのであるが、その個別資本の増大は社会的総資本の増大に規定されている。この様に、社会的総資本の増加度に規定されて個別資本が増大する事実を「集積」と名づけよう。集積（蓄積を含めて）は、確得した利潤を資本に再転化し自らを拡大してゆくのであるから個別資本の数は減されない。減されないばかりでなく、かえってその数が増大する場合も存在する。「原資本からは若枝が分離して新たな独立資本として機能する。その際なかんずく資本家家族内の財産分割が一つの大きな役割を演ずる。<sup>⑥</sup>」すなわち新独立資本は、新たな個別資本として社会的総資本の数の増大となって現われる。

これに対して集積の他の形態が存在する。この集積は、「すでに形成された諸資本の集積であり、それらの個別的独立の廃棄であり、資本家による資本家の収奪であり、多数の小資本家の小数の大資本への転化である<sup>⑦</sup>」ような集積である。この集積をして前にのべた集積形態と区別する標識はなんであるか。すなわち「それはすでに存在して機能しつつある資本の分配の変更のみを前提とし、したがって、その活動範囲は、社会的富の絶対的增加、すなわち蓄積の絶対的限界によって制限されていない<sup>⑧</sup>」ということである。この形態を、集積と区別して「集中」とよぼう。集中とは、集積と異って、社会的総資本の増加度に直接的に規定されていない集積のことである。

だがこの様に集中・集積を規定するだけでは、1つの抽象的概念にとどまるにすぎない。なぜならば個別資本がなんであるかが確定されていないからである。個別資本は、商業資本であることもあれば、銀行資本でもあるし、産業資本である場合も存在する。商業的個別資本・銀行的個別資本・産業的個別資本は、それぞれ同一部門の社会的資本を構成する。異種部門間の競争は平均利潤率の形成をもたらすのであって、銀行部門の資本も平均利潤の法則のもとに支配されることにおいて例外ではない。かかる平均利潤の法則のもとに理解される個別資本は、1つのより具体的なカテゴリーに属するであろう。

しかし、かかる個別資本概念もそれにとどまるならば矢張り一種の抽象的



概念である。なぜならば、競争は異種部門間における競争のみならず同種部門間の競争が存在するからである。かかる競争の要素をその内に内包した個別資本は一段と具体化された概念であろう。だが、なほ我々はここに安住することができないのであって更に具体的に規定せざるをえない。というのは、個別銀行資本の内実がまだ充分明確に規定されていないからである。個別銀行資本の内実を規定することによって、そこに貫く競争の性格も特殊的に規定されざるをえない。産業的個別資本間の競争は、個別銀行資本の競争とは異った照明のもとに浮上らせられる。集中あるいは集積へと導く競争の性格も、より具体的になる。だが、更に一步進めて、集中・集積の対象となる銀行資本とは一体何であるかということ进行分析しなければならない。銀行資本は、自己資本と他人資本から構成されている。銀行の他人資本は、一口にいてその債権者の資本で、主に預金の形態で銀行に流入したものを考えることができるであろう。此の場合自己資本は一種の擬制である。銀行総利得は、貸出資本にたいする利子からなっているが、この総利得から預金にたいして支払われるべき利子を差引いたものは銀行の純利得を形成する。総利得は、自己資本・他人資本の区別なく貸出資本から一様に生じたものであるから、総利得の観点からみれば、銀行資本には、自己資本及び他人資本の区別はない。それは銀行の貸付資本全体に関するものなのである。しかし銀行経営も他の経営部門と同様に、1つの資本投下部門であってみれば、資本が、この部門に投下されるのは、そこにおいて産業や商業部門と同様に平均利潤を生む限りにおいてである。もしそうでなければ、資本はこの部門からひきあげられるのであろう。だが銀行利得は、あくまでも利子であって平均利潤ではない<sup>⑩</sup>。現実に与えられているのは、利子としての一定の銀行総利得なのである。いま、他人資本にたいして支払うべき預金利子を差引いた残りの純利得が与えられた場合、銀行の自己資本は、自己資本について計算された利得が、この資本にたいする平均利潤に等しくなるよう量定されたものである<sup>⑪</sup>。すなわち、それ自体平均利潤でない利得が、平均利潤に等しくなるように自己資本の大きさが量定されたのであって、いわば自己資本は、平均利潤法則が擬制されたものとみることが出来る。銀行資本は、かかる自己資本



本と他人資本から構成されているのである。

銀行自己資本は、たんに銀行の純利得との関連において量定されているばかりでなく、創業利得や投機利得との関連において量定されている。創業利得は、平均利潤でも利子でもなく企業者利得を支配利率で資本還元したものである。創業利得は、銀行自己資本の高さに直接には関係しない。むしろ創業利得は、貸付られうる資本一般の量にかかっているのであって、直接銀行自己資本が生み出したものではない。だが発行利得の総額は、長期間についてみれば銀行自己資本に対する平均利潤率に等しくなければならない。ここに銀行のあらゆる利得は、平均利潤に擬制されて自己資本に対位せしめられる。銀行はこの様な自己資本を含めて銀行資本をより多く確保する為に競争する。

(4) 集中・集積を促進する要因として競争をあげたのであるが、その競争は、産業資本の競争であるか銀行資本間の競争であるかによって異った性格をもちうる。前者は、より多くの価値を実現するための競争である。それは、特別利潤を生むための生産過程における競争であり、商品資本から貨幣資本に転化する流過程における競争である。だが銀行資本間の競争は、貸付資本の価値増殖様式に規定されざるをえない。貨幣資本の価値増殖度は、利率に依存しその利率は貸付資本一般の需要供給に依存しているのであるから各競争者にたいして、狭い限界内でしか活動の余地を残さない。とくに中央貨幣機関の割引政策がすべての貨幣機関にとって決定的である。<sup>⑬</sup>競争の範囲がせまければせまい程、取引範囲の拡大という量的要素が大きな意義を有する。また銀行業においては、同一規模の企業では銀行技術は大体において類似して特別銀行利得を約束する余地はすくない。ただ大企業には、小規模企業にたいして、節約・損失回避・危険分散から生ずる特別銀行利得が生ずる可能性がある。ここから競争は、より多くの銀行資本の確保と、取引範囲の拡大という量的要素をめぐってなされる。かくのごとく、銀行資本の利子形成様式の特異性によって個別銀行資本間の競争も、産業資本のそれとは異った性格をもつのであるから、またその集中集積の様式も、異ってざるをえない。

⑬ マルクス「資本論」第1巻向坂訳4分冊118頁



- ② レーニン「帝国主義論」国民文庫訳 41 頁
- ③ レーニン「帝国主義論」国民文庫訳 48 頁
- ④ レーニン「帝国主義論」国民文庫訳 48 頁
- ⑤ マルクス「資本論」第 1 巻向坂訳第 4 分冊 116 頁
- ⑥ マルクス「資本論」第 1 巻向坂訳第 4 分冊 116 頁
- ⑦ マルクス「資本論」第 1 巻向坂訳第 4 分冊 117 頁
- ⑧ マルクス「資本論」第 1 巻向坂訳第 4 分冊 117 頁
- ⑨ ヒルファディンク「金融資本論」岡崎訳(上) 305 頁
- ⑩ ヒルファディンク「金融資本論」岡崎訳(上) 304 頁
- ⑪ ヒルファディンクの例「ある銀行が 1 億マルクの貸付資本を処理しうる場合を仮定しよう。この資本によって銀行は 600 万の総利得および 200 万の純利得をあげるとする。この場合には銀行の自己資本は利潤率が 20% ならば 1,000 万であることが出来 9,000 万は預金として銀行の処理に委されることになるであろう。」(「金融資本論」岡崎訳(上) 306 頁)
- ⑫ ヒルファディンク「金融資本論」岡崎訳(上) 305 頁
- ⑬ ヒルファディンク「金融資本論」岡崎訳(上) 315 頁

(5) ここで新たな問題に逢遇する。我々は集中・集積の対象を銀行資本として、種々な観点から見てきたのであるが、その対象となるべき銀行資本は、一体銀行設備資本であるのかそれとも銀行営業資本であるのかということである。(註)

(註) この問題の提起は、以後の論究にさきだつて一応取りあげられねばならない。アルノルド・ヘンドレルは次のように言う。工業では、分業と費用の減少のため設備資本の集積へと移行したが銀行においては、集積の目的は、費用の減少のためではなく権力の集積のためである。銀行集積は費用を減少させるどころか増大させるのであって、費用の減少という目的は銀行集積に妥当しない。したがって集積の対象は、権力の増大のために行われる営業資本(Betriebskapital)である。銀行は、それ自体個別経済の休息資本の集関であり、休息資本をひき寄せよ、資本の不足している運河に流しこむために集積する吸収及び排泄機関なのである。貨幣資本の集積は銀行企業結合の場合にも生じ、一般にこのような銀行企業の結合を銀行集積と呼んでいるが、それ自体誤まっていないにして



も事物の核心に触れていない。なぜなれば銀行企業集積は自己目的ではなく、むしろその目的は銀行営業資本の集積にあるからであるという。かかる観点からヘンドレルは次のような結論を出す。「したがって、もし銀行の集積運動が語られる場合は、ただ資本集積、とくに営業資本の集積のみが考えられる。もし個別的に我々の時代に設備資本の集積のみが発生したとすれば此の運動は銀行をして、それ以外の場合においては一般的なでない手段をとらしめるアブノーマルな経済的諸関係に帰せらるべきである。」<sup>(2)</sup>

ヘンドレル (Arnold Fendler) によれば (前註を見よ) 銀行集積を語る場合は、銀行営業資本についてのみ問題にさるべきであって銀行設備資本の集積については語りえないという。此の議論は一見正当である。なぜならば、ドイツの銀行集積現象を見る場合「中央集権化」よりも寧ろ反対の「地方分散化」が認められるからである。銀行設備資本は集中されることなく分散されているからである。それにもかかわらず、銀行営業資本は、地方分散化された諸機関によって本店銀行に集中され、それにもとづく支配権はそこに集中されているのである。ここから彼の中央集権化すなわち集中は銀行の支配権及び銀行営業資本にたいしてのみ語りうるのであって、地方分散化は、銀行設備資本についてのみ問題となるという結論がでてくる。だが逆に銀行設備資本が集中される場合を考えるとどうであろうか。個別資本が、その独立性を止場して、単一個別資本に融合させられる場合である。この場合も、同様に銀行営業資本は集中される。いや事實は、より大なる営業資本を確保するために競争が行なわれ、その結果としてかかる設備資本の集中が行なわれる。このような場合、設備資本・営業資本ともに集中されるのである。この2つの場合を考えると、銀行設備資本が「地方分散化」されようと集中されようと、そのような形態にかかわらず、ともに銀行営業資本は集中されているのであって、営業資本の拡大のために、更にいえば、その結果として大なる銀行利得をうるために集中・分散を行なうにすぎないのである。いわば設備資本の集中・分散は、銀行資本集中の形態であって我々は、この形態をこそ問題としなければならない。なぜならば営業資本の集中ということは銀行にとって一般的な課題であり、それが近代的銀行である限り常



に要請されることなのだから。ただその銀行営業資本集中がどのような形態をとってなされるかということが大切である。集中は銀行営業資本についてのみ<sup>⑤</sup>妥当し分散は銀行設備資本についてのみ語りうるというヘンドレルの理解は、問題を一般的なものに解消せしめるにすぎない。銀行資本の集中・集積の形態が論ぜられる場合、問題となるものは、営業資本ではなくて銀行設備資本である。<sup>⑥</sup>営業資本の集中は、設備資本の集中あるいは分散の結果として生ずる。前にものべた様に、設備資本は銀行自己資本の不可除部分を構成するものであった。銀行自己資本は、たんに工業的設備資本に投ぜられるだけではなく自己の設備資本として投ぜられる。自己資本の増大は前にものべたように銀行利得の大きさに依存している。銀行利得は、その他の諸条件とくに再生産の諸状態を一応対象して考えれば総貸付資本すなわち営業資本の総量によって決定されるから銀行は、より大なる銀行利得をうるために、より大なる営業資本を確保せんとして競争する。より大なる営業資本は銀行取引の範囲の拡大によってか、他銀行の吸収によって確保しうる。かくてこの目的は他の銀行企業を吸収するか、支店のような分枝機関を設立することによって達成され、その設立には増大した自己資本部分があてられる。設備資本と営業資本は相互に前提しあう。その意味で直接の対象は、自己資本・他人資本を含めた銀行資本である。その形態は、設備資本の集中または分散の形態である。

## (B) 銀行資本集中・集積の形態

(6) 銀行企業の集中・集積の形態に関して、シュルツェーゲヴァーニッツ (Schulze-Gaevernitz) は次のような諸形態のあることを示す。彼はまず、銀行資本集積形態を単一銀行体系 (Das System der Einheitsbank) と銀行連合体系 (Das System der Bankenverbuedung) にわける。

### (註)

(註) 「私は中央集権化された銀行集積 (Zentralisierte Bankkonzentration) と、地方分権化された銀行集積 (Dezentralisierte Bankkonzentration) を区別する。すなわち単一銀行体系と銀行連合体系とを単一国家と国家連合



(Staatsbund) 又は連邦 (Bundesstaat) の区分にしたがって区別する」<sup>⑧</sup>

単一銀行体系のもとに

- (1) 資本の増大
- (2) 支店の設立
- (3) 子銀行の設立
- (4) 手形取扱所及び預金取扱所の設立
- (5) 代理店の設立

をあげる。銀行連合体系のもとには

- (1) 諸銀行にたいする持分参与
- (2) 地方銀行の合併 (永続的利益共同体の設立)
- (3) 大銀行と銀行グループの利益共同体

をあげる。単一銀行体系は、大体において、我々が集積のうちに理解したものがあげられ銀行連合体系のうちには集中のそれが相当するといつてよいであらう。<sup>(註)</sup>

(註) こころみにこれ以外の分類を 2, 3 あげておく。リーセルはまず場所的集積 (oertliche konzentration) と資本及び権力の集積 (Kapital-und Macht Konzentration) に区分する。場所的集積、すなわち諸銀行のベルリンへの集積である。後者、すなわち、資本及び権力の集積は直接的方法と間接的方法にわかれる。(A) 直接的集積方法には(1)資本の増大によって(2)諸企業 (銀行及び私的銀行業) の合併によって(3)永続的 利益共同体の形成によって(3)は更に次の 4 に分かれる(a)子会社、あるいはトラスト会社の設立によって、(b)株式の取得によって(c)協約によって(d)株式の交換によって、(B)間接的方法には、(1) Kommandite の設立によって(2) Filiale の設立によって(3)Agentur (代理店) の設立によって(4)Depcsitenkassen (預金取扱所) の設立によって。の 4 つがある。<sup>⑨</sup>リーセルは、支店や預金取扱所の設立をもって地方分散化とみなしているのにたいし、シユルツェゲバーニッツは中央集権化として分類している、我々にとっては、中央集権化、地方分散化という分類標準は、主観的標準で客観性にとほしいのでこれをとらない。

アドルフ・ウェーバは次のように分類する。まず、彼は集積 (Konzentration)



と拡張 (Expansion) を区別する。ウェバーは「集積」なる概念のもとに4つ  
 の事実を考えている<sup>(10)</sup> (1) 場所的集積 (Lokale Konzentration) (2) 利益的  
 集積 (Interessenkonzentration) (3) 管理的集積 (Administrative Kon-  
 zentration) (4) 銀行の資本家的力の直接的強化 (die direkte Staerkung  
 der Kapitalistischen Macht der Banken) 「拡張」には国内と国外におけ  
 る拡張をわけて国内においては(1) Filiale の設立(2) Depositenkasse  
 の設立(3) Wechselstube の設立(4) Kommandite の設立があり、国  
 外においては次の4つの形態が存在する。すなわち(1) Kommandite(2) Fi-  
 liale(3) Tochterbank (4) Interessengemeinschaft である。<sup>(11)</sup> リーセル  
 は特に「資本及び権力の集積」という表現をもちいるのであるが、その理由は  
 Kommandite, Filiale, Agentur, Depositenkassen の設立等の「地方分散」  
 が問題になる場合、それは資本の集積ということを表現しえないからである  
 とい<sup>(12)</sup>う。リーセルは支店の設立をもって権力の集積としてかつかみえないのであ  
 る。

シュルツエ・ゲヴァーニッツは、彼が単一銀行体系のもとに銀行集積とし  
 てのべた「資本増大」にかんして次のようにいう。「銀行業における大資本  
 主義 (Grosskapitalismus) の最も簡単な手段は、大凡同一地点の諸銀行  
 との結合のもとに、だが一つのすべてを包括する営業を保持したままで『資  
 本を増大』することにより、単一企業を拡大することである<sup>(13)</sup>」とすなわち、  
 個別銀行資本が、他の銀行と結合することによって新たな「単一銀行」に転  
 化することを意味する。これは、我々の集中に属する現象であって、他の形  
 態、すなわち支店の設立、子銀行の設立、手形取扱所、及び預金取扱所、代  
 理店の設立から区別されなければならない。したがって、さしあたり それ  
 以外の4つの集積形態を取りあげるのであるが、後述する様に、第4番目に  
 あげる手形取扱所及び預金取扱所は、その業務的活動においては支店  
 (Filiale) とことなることなく広義の支店の中にはいり、本来の意味の支店  
 (eigentliche Filiale) に直接に従属する。まず支店制度から始めよう。



- ① Arnold Fendler, Zur Kapitalkonzentration der Berliner Grossbanken  
von 1914~1923. 1923 S.5.
- ② Arnold Fendler, A. a. O. S.6.
- ③ Arnold Fendler A. a. O. S.7.
- ④ Vgl. Riesser, Die Deutschen Grossbanken. S. 538 ff.
- ⑤ 「従って我々は中央集権化された指導及び地方分散化された企業について語る事が出来る。」( Arnold Fendler, A. a. O. S.7.)
- ⑥ その意味から言つてヘンドレルは銀行資本集中・集積の対象と形態を区別していない。
- ⑦ Vgl. Math. Goebbels, Der Filialbetrieb der deutschen Kreditbanken  
S. 2 u.S. 8.  
Vgl. Riesser, Die Deutschen Grossbanken, S.557 f.f. S. 560.
- ⑧ G. V. Schulze-Gaevernitz, A. a. O. S.135
- ⑨ Vgl. Riesser, Die Deutsche Grossbanken. S.523
- ⑩ Adolf Weber, Depositenbanken und Spekulationsbanken. Dritte  
Aufl. S.74.f
- ⑪ Adolf Weber, A. a. O. S.108. ff.
- ⑫ Riesser, A. a. O. S.527.
- ⑬ G. V. Schulze-Gaevernitz, A. a. O. S.135.

## 本 論

(1) ドイツ銀行制度において一般に支店とよばれるものの中には、Kommandite, Filiale (これはまた Zweigstelle, Zweigniederlassungともよばれる) Depositenkasse, Wechselstube, Agenturが存在する。Kommandite と Filiale の関係については、前にも触れるところがあったので、ここでは、Filiale, Depositenkasse, Wechselstube, Agentur の関係についてのべながら、おおよその概念をえよう。この各々を邦語になおすと、支店・預金取扱所・手形取扱所・代理店になるかと思うが、支店は、本来の Filiale を意味すると同様、預金取扱所、手形取扱所を含めて総称する概念でもあるので、まぎらわしい

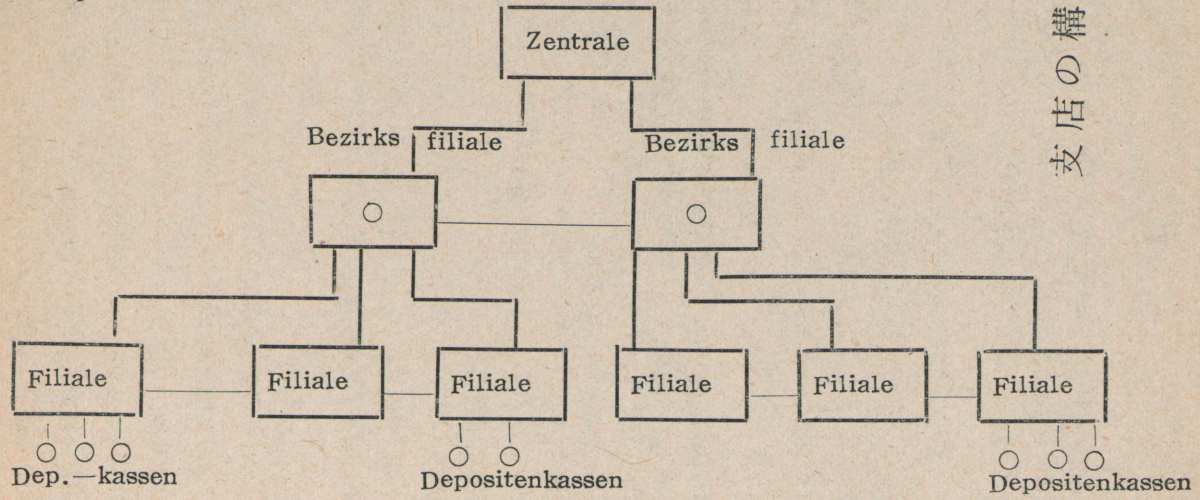
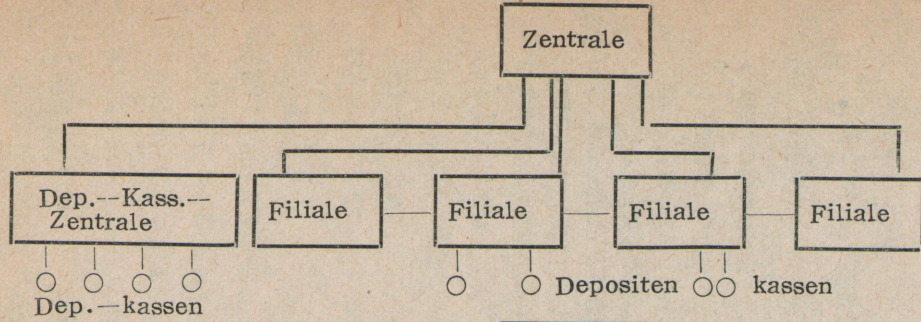


場合は原名をそのまま使用する。

ウエーバーのように **Filiale**, **Depositenkasse**, **Wechselstube** を業務的に区別するものもあるが、他の多くの論者は、その間に明確な区別のないことを証明する。その業務活動は同一であり、証券投資業務をのぞいてほとんどあらゆる銀行業務を行う。設備や業務活動の範囲においても、根本的相異はない。ただ **Filiale** と **Depositenkasse**, **Wechselstube** との相異は、前者が直接本店銀行や、他の諸銀行または他の支店と取引を行うのにならして、後者は、そのような他機関との取引関係を結ぶことはできず、もっぱら全業務は、その支配機関たる **Filiale** において行われるというところに存するのであろう。本来の支店すなわち **Filiale** を第1次的支店と呼ぶことができれば、**Depositenkasse** や **Wechselstube** は第2次的支店とよびうる。

また **Filiale** の上級機関として **Bezirksfiliale** が存在する。すなわち一定の地域における **Filiale** を支配する大規模な **Filiale** であって、地域支店はそれが支配する支店にたいし、ある程度本店の地位にある。だから総体としてみた場合、**Filiale** には広義のそれと、狭義のそれとが存在することになる。一方において **Filiale** のもとにあらゆる種類の支店 (**Zweig-niederlassung**) が含まれている。すなわち **Filiale** が全称として、**Zweig-niederlassung** と同じ意味に使われる場合が存在する。更に、**Filiale** は、本来的な支店として、**Depositenkasse**, **Wechselstube** と区別されて存在するものがある。したがって以上の関係を図示すれば次のようになる。





支店の構造<sup>®</sup>



最後に代理店 **Agentur** について少々言及せねばならない。この代理店は、現実において重大な意義をもっていない。その数も少なく、主として農業地方等の人口の少ない場所に設立される<sup>(9)</sup>。直接的な目的は、預金の蒐集にある。企業数が少なく **Filiale** の設立が合目的でない場所において代理店がそれを代行するにすぎない。ドイツ諸銀行にかんする諸々の研究は代理店をもって預金取扱所や手形取扱所を含めた広義の支店の中に加えない。その理由は支店・預金取扱所・手形取扱所と代理店との法的形態が異なるからである。(註)

(註) 「代理店の設立による集中方法は支店と異り其の設立廃止等共に法律上何等制限を蒙らざるが故に最も簡単なる集積方法と云わざるべからず<sup>(11)</sup>」

「代理店は非常に容易に設立することが出来る。そして代理店は、登記する必要はないし、更に支店と異ってドイツにおいてはかかるものとして登記する義務がなかった<sup>(12)</sup>ので同様に容易に解体し設立される」

「代理店の設立が登記の必要なく、法律上なんら制限をうけることのない所から、これは一般に一個の機関として認められず、帝国銀行はこれと振替取引をしないので常に資金の運搬を必要とし、郵便物も配達せられない。又法律上その責任の帰着するところ不明であるが故に煩雑な問題をひきおこす。だが法律上何等制限されることなく事務機関をわずかしか必要としないので設立には最も容易な形態なのである。<sup>(13)</sup>」

代理店は、それ自体支店体系の中に加えて一向さしつかえないものと思われるが、現実において法的形態上の差異から支店の中に、数えられていない。したがって以下の研究において一応これを排除して論ずることにするが、たとえそれが正当でないとしても、重大な過失をなすとは思われない。

① ウェーバーは、支店 (**Filiale**) と預金取扱所を区別して次のように言う。

「この広義の支店のもとに2つの全く異った種類の支店が含まれていた。1つは先ず第1に、銀行の積極的業務を促進するために大都市に設立された様なものである。したがってそれはその頂点に大なる管理権をもった指導者を所有していて、重役も少なくなかった。更に他人の貨幣を預金の形で誘致する目的をもったものもあった。そしてその指導者は取引の全権をあたえられたものとして、あるいは、せいぜい番頭として全くひかえめな範囲でのみ自ら処理することが出来た。」



(Adolf Weher, A. a. O. S.113~114)

- ② リーセルは Filiale と Depositenkasse との間の業務上の区別を設けない。両者の明確な比較はないが次のような敘述がこれを示す。「我々は、それによってドイツにおける地方分権化が完成された最後の法形式に、すなわち預金取扱所の設立に、したがって、発行業務及び自己の有価証券の購買と販売をのぞくあらゆる銀行業務を行う営業所の設立にいたっている。」(Riesser, A. a. O. S.569)

ヘンドレルは支店と預金取扱所との区別を設けない。「Filiale, Zweigstelle 及び Depositenkasse における分類はそれが大銀行において一般的であるように、純粹に経営技術的なものである。……本店にたいするその地位を見ないとすれば Filiale, Zweigstelle 及び Depositenkasse 等々は明確に区別されえない。これら支店における活動は、殆んど同一である。」

(Fendler, A. a. O. S.48 u.S.49.)

ゲッベルスも同様である。

「支店、預金取扱所、手形取扱所は概念的に劃然と区別することができない。その活動は同一である。それらは、ほとんどあらゆる銀行業務を行う。その指導においても、その設備においても根本的な相異はない、同様に業務活動の範囲も本質的な区別標識とすることは出来ない。」(Math. Goebbels, A. a. O. S.5)

その他 Schulze-Gaevernitz, の前掲書 136 頁を見よ。

- ③ ドイツ信用銀行は兼営銀行として、正則的銀行業務、すなわち預金業務・割引業務・動産抵当貸付業務・当座勘定業務・両替業務・繰越業務・仲立業務の外に株式引受発行業務・有価証券売買・有価証券保管・管理等の証券業務を行っていた。

④ Math. Goebbels, A. a. O. S.5.

⑤ Math. Goebbels, A. a. O. S.5.

⑥ Math. Goebbels, A. a. O. S.6.

⑦ Math. Goebbels, A. a. O. S.6~7.

⑧ Math. Goebbels, A. a. O. S.22.

- ⑨ ただメクレンブルグ (Mecklenburg) オルデンブルグ (Oldenburg) 又はノイフオールボンメルン (Neuvorpommern) に存在したにすぎない。(Vgl.



Riesser, S.568 . Goebbels, S.4)

⑩ Schulze-Gaevernitz, A. a. O. S.137. Goebbels, S.4.

⑪ 富岡久次郎 前掲書 242頁

⑫ Riesser, A. a. O. S.567

⑬ Riesser, A. a. O. S.567~8.

⑭ 事実リーセルは代理店を *Zweigstellen* の中に入れていいる。 S.567 以下参照

(2) 私は、支店制度の拡大をもって、ドイツ諸銀行の自己集積の一過程と考えたいのであるがどの様な意味においてそうであるかということにたいし解答があたえられねばならない。

集積をもって、たんなる集合、分散の意味に解するかぎり支店 (*Filiale*) は預金取扱所・手形取扱所と同様に1つの集積である。だがそうではない。集積をもって、前にものべたように「社会的総資本の蓄積と正比例した個別資本の蓄積及びその数の増大」と解するかぎり、まず第1に支店制度が集積であるためには、それが個別資本の一分岐形態を意味するものでなければならぬ。支店が、預金取扱所や、手形取扱所のように、何等自己資本をもたず本店から信用を授与されることによってのみその活動を行ないうるとなものであってみれば、それをもって独立的な集積現象とみなすことは出来ない。支店と預金取扱所・手形取扱所は、異った視点のもとに分類さるべきものである。そこで、先ず支店が、個別資本の分岐形態であり、独立的な新資本であることを立証する必要に迫られる。しかし、それが一個の完全に独立的な個別資本であり、何等本店の支配下に従属するところがなければ、それをもって集積とみなすことはできないであろう。かかる意味において、本店と支店との支配・被支配の従属関係とその根拠がたずねられねばならない。それが第2に要請さるべき解答である。

次に支店の機能が分析されねばならない。特に競争における意義と競争の支店に与える意義の分析である。更に支店がその機能を通して銀行の工業にたいする集中・集積の促進に、どの様に参加するかということ、いいかえれば、支店が銀行と工業との「癒着・融合」の道をどのように開拓するかと



ということが見られなければならない。

(3) 本店の支店にたいする資本の授与には、おおよそ3つの形態がある。本店が、支店に対し、自己資本の一部を支店の自己資本として授与する場合。第2に、支店が本店から営業資本として信用が与えられるにすぎない場合。<sup>①</sup>第3に、両者の混合形態。第1及び第3の場合は、あきらかに個別資本の分岐形態であり、集積と呼びうる形態であるが第2の場合は、これを独立的新資本とみることが出来ない。なぜならば、それは社会的資本のいかなる可除部分をも構成しないし、そのような支店の資本は、すべて直接的に本店の資本を表示するに外ならないからである。自己資本を所有しないから自己の業務機関を持ちえないのは当然で、大抵の場合は賃貸される事務室をもつにすぎない。<sup>②</sup>

第1第3の場合には、本来の支店 (*eigentliche Filiale*) が相当し、第2の場合は、預金取扱所や手形取扱所等が含まれている。<sup>③</sup>預金取扱所や手形取扱所の拡大をもって銀行資本の集積とみなすことが出来ないのは当然である。

「本来の支店」 (*Filiale*) は本店の資本の一部を自己資本としてあたえられる。本店は支店にあてるこの資本部分に利子を附与しない。<sup>④</sup>それは「支店の資本が信用銀行の株式資本の一部分を表現するという理由」<sup>⑤</sup>からだけではない。*Filiale*の資本は、もともと営業資本・設備資本ともに、本店よりあたえられたものであるがゆえに支店にとっては本質的には他人資本なのであって資本の所有権は本店にある。したがって、他の授与された資本部分と同様に利子が付与されるべきなのだが、本店は此の部分を支店の自己資本として利子を付与しない。かくて支店の自己資本は、他人資本がかかるものとして指定されたものである。支店自己資本の本質と現象形態の相異は、特に注意されねばならないのであって、支店が本店から一応独立新資本として分岐しながらも、なお決定的に本店の支配に従属するという事実の物質的基礎を作るものである。したがって支店の自己資本は、これを本質的にみる場合、支店そのものの自己資本ではなく本店資本の分割部分を表わすにすぎない。<sup>⑥</sup>(未完)



- ① Math. Goebbels, A. a. O. S. 8.
- ② Math. Goebbels, A. a. O. S. 9.
- ③ Math. Goebbels, A. a. O. S. 8.
- ④ Math. Goebbels, A. a. O. S. 33.
- ⑤ Math. Goebbels, A. a. O. S. 34.
- ⑥ 支店が、自己資本の直接的拡大を株式の発行によって行うことが出来ないのは、前にも述べた通りである。